

テレホンクラブ等営業のための自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する事務処理要領の制定について（概要）

（平成14年5月20日 鹿少第87号）

本通達は、公安委員会に対する自動販売機による利用カードの販売等の届出を迅速かつ適正に行うため、これらの届出に関する事務処理要領について必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 届出受理の際の事務処理要領
- 届出証の交付
- 台帳の整備

等である。